

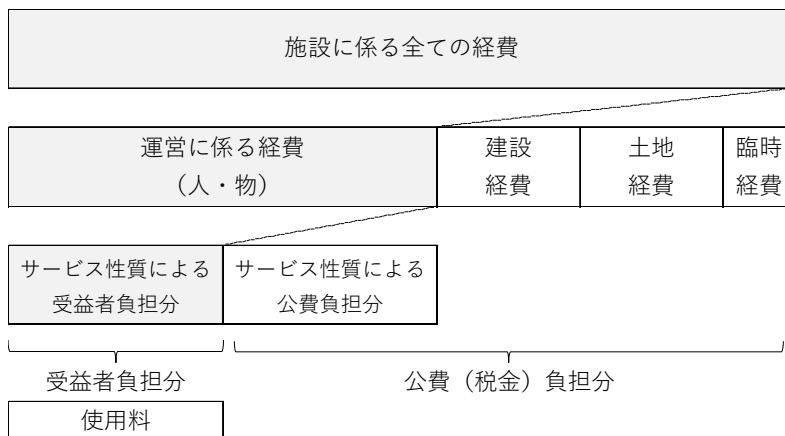
「公の施設における使用料等の算定基準」について（概要）

公の施設の運営やサービスの提供に係る経費は、使用料（利用料金）という形で、受益者（施設を利用する方）にその一部をご負担いただき、その他の部分を公費（税金）でまかなう仕組みとなっています。

市民全体の負担の公平性を確保するためには、施設を利用しない皆様も含めて負担する「公費負担の割合」と、施設を利用する皆様が負担する「受益者負担の割合」について考えを明確にする必要があると考えています。

1 基本的な考え方（3 ページ）

施設に係る全ての経費のうち、投資的な経費を除いた維持管理・運営に係る経費を対象原価とし、その対象原価に、施設毎に設定をした受益者負担割合を乗じて、使用料等を算出します。



2 対象施設の考え方（4 ページ）

地方自治法第 244 条における公の施設のうち、使用料（利用料金を含む）を徴収している施設を対象とし、一部施設や土地の占有料、目的外使用料等については対象外とします。

(1) 対象施設

生涯学習施設、青少年会館、スポーツ施設、文化施設、放課後児童クラブ

(2) 対象外施設

学校施設、図書館、保育園、市営住宅、下水道施設、自転車等駐輪場

3 受益者負担割合（5 ページ、6 ページ）

(1) サービスの性質による分類

サービスの性質である「必需性（選択性）」、「公益性（私益性）」について、その程度を3分割、9分類としたうえで、受益者負担割合を区分します（(参考)【対象施設一覧】参照）。

① 施設の役割

- ・ 日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設＝必需的な施設
- ・ 生活の快適性の向上など、個人の意思で利用するサービスを提供する施設＝選択的な施設

② 施設の性質

- ・ 民間では提供が難しい施設/広く市民や社会に効果・利益が及ぶサービスを提供する施設
= 公共的な施設
- ・ 民間で同種・類似サービスを提供する施設/効果や利益が及ぶ範囲が主に利用者に限られるサービスを提供する施設= 私益的な施設

4 対象原価（7 ページ）

施設運営に係る経費を対象原価（受益者負担）とし、投資的経費等は対象外（公費で負担）とします。

（1）対象原価

- ① 施設の管理運営に直接従事する職員人件費
- ② 施設運営、施設で提供するサービスに係る需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料等）、委託料、使用料・賃借料等

（2）対象外原価

- ① 施設の建設（大規模改修）に係る費用（減価償却費を含む）
- ② 土地の取得に係る経費
- ③ 臨時的な対応に伴う経費
- ④ 受益者が特定されている経費（講座等に使用する教材等に係る経費等）

5 使用料等の算出方法（8 ページ）

利用する形態により「占有利用施設」「個人利用施設」に分け、使用料等を算出します。

（1）占有利用施設

占有して利用している間は他者が利用できない性質のサービスを提供している施設（会議室等）を指します。この場合、使用する面積に応じて、1室（面）あたりの原価から使用料を算定します

（2）個人利用施設

同時に多数の個人（団体）が利用できる性質のサービスを提供している施設（博物館等）を指します。この場合、施設の年間利用者数に応じて、一人あたりの原価から使用料を算定します。

6 減額・免除の考え方（9 ページ）

市としての公平性・公正性を確保するため、不統一な扱いがないよう、減免規定を整理していく方向性を定めます。

7 その他考慮すべき事項（10 ページ）

市外在住者は、投資的な経費（公費（税）で負担）を負担していただかないことから、通常料金の2倍の範囲内において市外在住者料金を設定できることを定めます。

使用料等が増額となる場合でも、利用者の負担が急激に増大することがないように、原則、現行料金の1.5倍を一回当たりの改定上限とし、段階的に見直しを行うこと等、料金に係る事項を定めます。

(参考)

【対象施設一覧】

条例	施設名称等		算出区分	受益者負担割合	管理形態
鎌倉市生涯学習センター条例	鎌倉生涯学習センター	集会室、ホール等	占有利用	50%	直営
	腰越学習センター	集会室等		50%	直営
	深沢学習センター	集会室等		50%	直営
	大船学習センター	集会室等		50%	直営
	玉縄学習センター(分室含む)	集会室等		50%	直営
鎌倉市吉屋信子記念館の設置及び管理等に関する条例	鎌倉市吉屋信子記念館	会議室	占有利用	50%	直営
鎌倉市青少年会館条例	鎌倉青少年会館	研修室等	占有利用	50%	直営
	玉縄青少年会館	会議室等		50%	直営
鎌倉市子どもの家条例	市内子どもの家	—	個人利用	50%	直営 指定管理者
鎌倉市スポーツ施設条例	鎌倉体育館	競技場等	占有利用	75%	指定管理者
		トレーニング室	個人利用	100%	
		会議室	占有利用	50%	
	大船体育館	競技場等	占有利用	75%	指定管理者
		会議室	占有利用	50%	
	鎌倉武道館	剣道場、多目的室等	占有利用	75%	指定管理者
		会議室	占有利用	50%	
	見田記念体育館	体育室等	占有利用	75%	指定管理者
鎌倉海浜公園水泳プール	—	個人利用	75%	直営	
鎌倉国宝館条例	鎌倉国宝館	観覧	個人利用	25%※	直営
鎌倉歴史文化交流館条例	鎌倉歴史文化交流館	観覧	個人利用	50%	直営
		交流室	占有利用	50%	
鎌倉市芸術館条例	鎌倉芸術館	ホール、楽屋等	占有利用	50%	指定管理者
鎌倉市文学館条例	鎌倉文学館	観覧	個人利用	50%	指定管理者
鎌倉市鍋木清方記念美術館条例	鎌倉市鍋木清方記念美術館	観覧	個人利用	50%	指定管理者
鎌倉市川喜多映画記念館条例	鎌倉市川喜多映画記念館	観覧	個人利用	50%	指定管理者
鎌倉市都市公園条例	笛田公園	庭球場	占有利用	75%	指定管理者
		野球場			

※ 博物館法の博物館に該当する施設は、広く利用に供するための必要な事業を行うという博物館法の趣旨を踏まえて、その他文化施設と異なる受益者負担割合としています。

【現在の負担割合の状況（代表施設例）】

（注）現在の負担割合を示したものであり、使用料等の見直し額（水準）を示すものではありません。

1 鎌倉芸術館

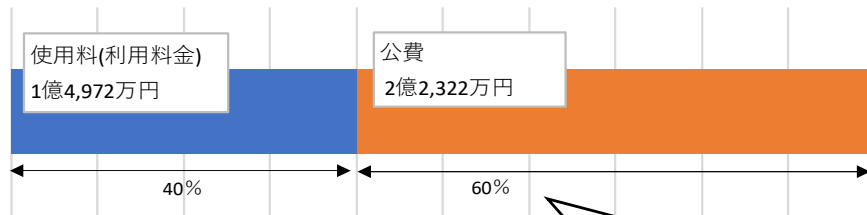
① 対象原価 ※令和2年度収支予算書

運営費 469,197,000 円－使用料以外の歳入(事業収入等)96,249,000 円＝対象原価 372,948,000 円

② 主な使用料（利用料金） ※令和2年度収支予算書

施設利用料 86,575,000 円＋付属設備使用料 63,148,000 円＝使用料（利用料金） 149,723,000 円

③ 現在の受益者負担割合イメージ



【考え方】使用料等の見直しは一つの手段であり、経費の見直しや、利用率（数）の向上により、公費、受益者それぞれの負担割合 50%を目指します。

2 鎌倉市生涯学習センター

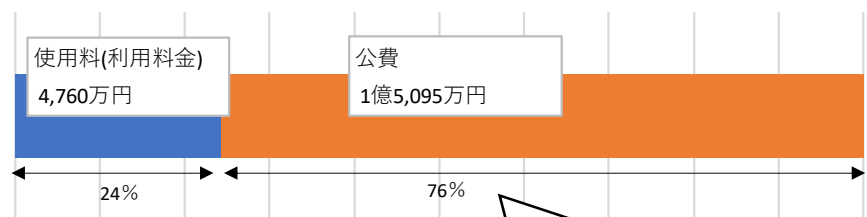
① 対象原価 ※平成30年度歳出予算要求額から算定

運営費 196,047,500 円

② 主な使用料（利用料金） ※平成30年度歳入予算要求額

施設利用料 47,600,000 円

③ 受益者負担割合イメージ



【考え方】使用料等の見直しは一つの手段であり、経費の見直しや、利用率（数）の向上により、公費、受益者それぞれの負担割合 50%を目指します。